

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第52号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「担 当 課 長(1)」を

「担 当 課 長（出納）」

に改める。

担 当 課 長（会計事務のDX推進・事務改善等）」

第 3 条第 1 項中「課 長 補 佐（調査）」を「課 長 補 佐（企画・検査）」に改め、「課 長 補 佐（収入業務に係る総合調整）」を削る。

第 4 条会計課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第26号までを 1 号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第32号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条担当課長（出納）の項中第13号を第16号とし、第 9 号から第12号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 8 号を削り、第 7 号を第11号とし、第 6 号を削り、第 5 号を第10号とし、第 1 号から第 4 号までを 5 号ずつ繰り下げ、第 6 号の前に次の 5 号を加える。

- (1) 重要物品出納管理簿等の整理に関すること。
- (2) その他物品会計に関すること。
- (3) 歳入の徴収又は収納の委託の事前合議に関すること。
- (4) 現金出納員及び物品出納員に関すること。
- (5) 決算に関する書類の作成及び取りまとめに関すること。

第4条担当課長（出納）の項の次に次のように加える。

担当課長（会計事務のDX推進・事務改善等）

- (1) 財務会計総合システムの運用及び管理に関すること。
- (2) 会計事務に係るDXの推進に関すること。
- (3) 室長の指定する会計に関する事務に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。